

北名古屋市週休２日工事实施要領

（目的）

第１条 この要領は、発注者指定型の週休２日工事を実施することにより、建設現場の労働環境改善を図り、もって将来の担い手の確保及び建設産業の持続的な発展を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 休工 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態
- (2) 祝日 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
- (3) 工事完了日 完了届提出日

（対象工事）

第３条 北名古屋市の発注する工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 設計金額が１，０００万円未満の工事
- (2) 公共建築工事積算基準を適用する工事
- (3) 著しく施工期間が短い工事
- (4) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (5) 緊急の応急復旧工事

（形式）

第４条 形式は、次のとおりとする。また、達成状況の評価方法については、（参考１）及び（参考２）によることとする。

- (1) 月単位の週休２日（参考１）

月単位の週休２日とは、対象期間（第５条）内のすべての月ごとにおいて休工率（休工日数／対象期間日数）が２８．５％（４週８休）以上であることをいう。

(2) 通期の週休 2 日（参考 2）

週休 2 日とは、対象期間（第 5 条）内において休工率（休工日数／対象期間日数）が 28.5%（4 週 8 休）以上であることをいう。

（対象期間）

第 5 条 対象期間は契約締結日の翌日から工事完了日までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。

- (1) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）
- (2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）
- (3) 夏季休暇（3 日間）
- (4) 年末年始休暇（6 日間）
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週 6 日以上現場作業を余儀なくされる期間）

（週休 2 日の取得に要する費用の計上）

第 6 条 積算における補正係数は次のとおりとする。

- (1) 発注者は当初設計にて、補正係数表の「月単位の週休 2 日」の補正係数を適用する。
- (2) 「月単位の週休 2 日」が達成できない場合、休工状況に応じて以下の補正係数に変更する。
- (3) 現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務については、補正の対象としない。

補正係数表

休工状況の 適用区分	月単位の週休２日 (４週８休以上) ※	通期の週休２日 (４週８休以上)	通期の週休２日未満 (補正なし)
労務費	１．０４	１．０２	１．００
機械経費（賃料）	１．０２	１．０２	１．００
共通仮設費率	１．０３	１．０２	１．００
現場管理費率	１．０５	１．０３	１．００

※当初設計時適用補正係数

- (4) 土木工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙１による
- (5) 土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は別紙２による
- (6) 下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙３による

(取組内容)

第７条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書において以下の内容を明示する。
 - ア 本要領の対象工事であること
 - イ 第５条(7)に該当する非対象期間を設定する場合はその内容
 - ウ 対象外工事の場合はその理由
- (2) 工事名の末尾に「(週休２日)」を追記する。
- (3) 受注者は、当初施工計画書に、休工予定日及び非対象期間が分かる休工取得計画表を添付し提出する。
- (4) 受注者は、毎月５日までに工事打合簿により実施結果（休工日及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督員はこれを確認する。
- (5) 受注者は月単位の週休２日又は通期の週休２日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。
- (6) 発注者が週休２日工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。
- (7) 受注者は、通期の週休２日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に契約した対象工事については、なお従前の例による。